

協会けんぽに加入の皆さまへ

退職されたら保険証は

事業主に返却してください

保険証が使用できるのは
退職日までです。



- 家族（被扶養者）がいる場合、**家族の保険証も一緒に返却**をお願いします。
- 退職日の翌日以降に保険証を使用された場合は**後日、保険医療分（7～9割）を協会けんぽに返還**していただくことになります。返還に応じていただけない場合には、裁判所への支払督促等、法的手続きを行います。

保険証が使える期間を確認しましょう

会社で働く加入者本人（被保険者）

保険証が使えるようになります

- 会社に入社した日から

保険証が使えなくなります

- 退職した翌日から
- 75歳になった日から

被保険者の家族（被扶養者）

保険証が使えるようになります

- 収入などの条件を満たし、被扶養者の認定を受けた日から

保険証が使えなくなります

- 被扶養者の条件を満たさず、扶養されなくなった日から
- 被保険者が退職した翌日から
- 75歳になった日から



全国健康保険協会 三重支部
協会けんぽ